

暮らし

住まい・環境

福祉

交通・消防

雇用・資格

スポーツ

文化・教養

暮らし

家内労働委託状況届の提出は4月30日まで！

家内労働者(内職者)へ業務を委託している事業主は、毎年4月1日現在の委託状況を、4月30日までに労働基準監督署に届け出る必要があります。

問い合わせ 栃木労働局

☎028(634)9109

障害者のために使用する軽自動車は税金が減免されます

障害者のために使用する軽自動車は、一定の要件を満たす場合、軽自動車税が減免されます。減免を受けるためには申請が必要で、既に減免されていて利用状況に変更がない場合は、手続き不要です。

減免の対象者

- ① 身体障害者手帳を交付されている人のうち一定の要件に該当する人
- ② 戦傷病者手帳を交付されている人のうち一定の要件に該当する人
- ③ 療育手帳を交付されている人のうち障害の程度がA、A1、A2の人
- ④ 精神障害者保健福祉手帳と自立支援

※障害者が乗るための特殊な構造の軽



皆さんの無病息災を願って ～三島地区コミュニティ どんど焼き～

2月14日、地域住民の無病息災を祈願するため、三島神社でどんど焼きが行われました。例年であれば地域の子どもたちが集まり、にぎやかな雰囲気で行われるこの行事も、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、今年は動画配信での開催。実行委員長の佐藤真澄さんは、「新型コロナに打ち勝つため、今年は西小屋を大きくした。一日でも早く落ち着いてくれたら」と語り、燃え上がる西小屋を見つめていました。



地域に幸せが訪れますように ～厚中ホッとひといきベンチプロジェクト～

中止になった立志式の代わりに地域貢献活動に取り組んだ厚崎中学校。街中に憩いの場を作れないかと、廃校になった小学校の椅子を再利用してベンチにリメイクしました。学校カラーの青色をペンキで塗り、すずらんをモチーフにしたマークもデザインして描きました。実行委員長の関根遥菜さんは「すずらんの花言葉は“再び幸せが訪れる”。地域の人との心の触れ合いを通して、コロナに立ち向かいたい」と話してくれました。



おめでとう！ 初の親子同時受賞！ ～市長特別賞 贈呈～

昨年12月に開催された「第72回全日本障害馬術大会2020Part II」。この大会の「ダービー競技」で優勝した廣田龍馬さんと、龍馬さんの子で「中障害飛越競技D」で優勝した大和さんに市長特別賞を贈呈しました。それぞれ2回目の受賞で、市長特別賞初の親子同時受賞となりました。渡辺市長は、「市民に勇気を与えてくれた快挙。このまちの誇りとして、来年のとちぎ国体での活躍を期待しています」と話していました。



ユーモアたっぷりの新作披露 ～鍋掛小演劇鑑賞教室～

全国の小中学校などで公演を行う市内の劇団らくりん座による新作劇が、2月22日に鍋掛小学校の演劇鑑賞教室で初披露されました。「いっしょにいこうよ～DESPERADOES～」と題したこの劇は、ブレーメンの音楽隊を基にした物語。午前と午後に分かれて鑑賞した全校生189人は、楽しい演技と歌にすっかり魅了されていました。3年生の菊池希生さんは、「楽しみな行事の一つ。また来年も来てほしい」とあいさつしていました。

医療受給者証(精神通院医療に限る)を交付されている人のうち、障害の程度が1級の人
※詳細は問い合わせるか、市ホームページを確認してください。



減免される軽自動車

- ① 障害者本人が所有し運転する車
- ② 障害者本人が生計を一にする人、障害者を常時介護する人が所有し、生計を一にする人が常時介護する人が運転する車

手続きに必要なもの

- ・車検証か軽自動車税の納税通知書(5月6日(木)発送予定)
- ・各種手帳(精神障害者の場合、自立支援医療受給者証も必要)
- ・運転する人の運転免許証
- ・納税義務者の個人番号が確認できるもの
- ・常時介護証明書(常時介護する人が運転する場合)

申請先

☎課税課、☎総務課、☎総務課

申請期間

4月1日(木)～5月31日(月)

その他

減免を受けられるのは、障害者1人につき、普通自動車か軽自動車どちらか1台のみです。普通自動車の減免は大田原県税事務所に問い合わせてください

※障害者が乗るための特殊な構造の軽

今年のお楽しみ 黒磯さくら祭は中止します

例年4月に開催していた黒磯さくら祭は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、今年も行いません。

皆さんへお願い

花見をする場合は身体的距離を確保し、飲食を伴う宴会のような形は自粛してください。新型コロナウイルス感染拡大防止に協力をお願いします。



問い合わせ

☎黒磯さくら祭実行委員会事務局

(市商工会内) ☎(62)0373

新型コロナウイルス感染対策について

☎新型コロナウイルス感染対策室 ☎(62)7197



今月のテーマ
えっ！ 通信販売はクーリング・オフできないの？

【事例】

ネット通販で靴を購入した。サイズの交換をお願いしたが、希望するサイズがなく「返品できない」と言われた。注文前に「返品不可」の表示は目に入らなかった。クーリング・オフはできないのか。

【アドバイス】

通信販売には、クーリング・オフ制度はありません。返品できるかは、事業者が決めた「返品特約」に従うことになります。

「返品特約」が定められていない場合、商品を受け取った日を含めて8日以内ならば、消費者が送料を負担して返品できます。※事前に返品の可否や条件などをよく確認しましょう。

消費生活センター

いきいきふれあいセンター内 ☎(63)79000

開設時間

平日午前8時30分～午後5時